

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 号 時 分
--------	---------------------	------------

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和6年2月13日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 山田かずひこ

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備 考
1	<p>まちづくりについて</p> <p>現在、本市が作成中である立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部として位置付けられ、今後予測されている人口減少や高齢化を見据え、コンパクトで住みよいまちを目指すために策定する計画である。市街化区域の中に、住宅の誘導を目的とした「居住誘導区域」、福祉・医療・商業などの都市機能の誘導を目的とした「都市機能誘導区域」を設けるものである。</p> <p>ただ一方で、まちづくりを考える上では、農地を含めた市街化調整区域についても検討が必要だと考え以下の質問をする。</p> <p>(1) 立地適正化計画により、用途地域の見直し、建ぺい率、容積率の変更、都市計画道路の見直しはあるのか。</p> <p>(2) 立地適正化計画と景観計画とは関連するのか。</p> <p>(3) 農地について、令和5年4月1日に施行された農地法の改正による影響はこれまでにあったか。</p>	
2	<p>自転車走行の安全対策について</p> <p>自転車の交通違反による事故が増加していることを受け、16歳以上の自転車利用者にも反則金制度を導入する道路交通法改正案が、本年の通常国会へ提出見込みであ</p>	

	<p>る。</p> <p>自転車関連事故の増加に伴い、令和5年4月1日よりヘルメット着用が努力義務となった。同年9月に発表された調査結果によると着用率は全国平均で13.5%と低い。また、同年7月には、道路交通法改正により特定小型原動機付自転車の規定が新設され、電動キックボードがより身近になった。要件を満たしたものであれば、16歳以上が運転免許なしで乗ることができ、自転車同様ヘルメット着用も努力義務、さらに条件付きで歩道も走行可能となった。</p> <p>本市においても、自転車関連の死亡事故が発生しているため、以下の質問をする。</p> <p>(1) 市内の自転車事故の現状は把握しているか。</p> <p>(2) 電動キックボードの登録台数はどのようなか。</p> <p>(3) 市民のヘルメット着用率はどれくらいか。</p> <p>(4) 交通児童遊園を市としてどのように活用しているのか。</p>	
3	<p>こどもまんなか社会の構築について</p> <p>令和5年4月、こども家庭庁が創設され、「こどもまんなか社会」の実現に向け「こども基本法」が制定された。子どもを対象とした施策の策定にあたっては、当事者である「こどもの声」が重要となり、子どもが声を上げやすく、その声に耳を傾けることができる体制が必要となる。</p> <p>総合的なこども施策を推進するためには、子どもの置かれている権利状況や課題を把握した上で、総合的な「子ども条例」の制定が必要と考える。</p> <p>(1) こども基本法をふまえた子ども条例の制定について</p> <p>ア こども基本法を基にした総合的なこども施策を展開するための「子ども条例」を制定すべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>イ こども基本法の基本理念に掲げられている「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」を学校でどのように教えているのか。</p> <p>(2) 国が進める「こどもまんなか社会」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター宣言」をしないか。</p>	